

新日創会 会員規約

第1条 【名称】

本会は、新日創会(シンニツソウカイ)と称する。

第2条 【目的】

1. 日本や日野における古き価値・文化を大切に、多角的な視点・活動・企画によって、自らの手・意志で私達が本当に望む価値ある『新しい日野』を創ること
2. 新日創会の総意で選出した政治家・代表者の政治活動を支援すること
3. 新井智陽の政治活動を支援すること

第3条 【事務所】

本会の事務所は東京都日野市におく。

第4条 【事業】

本会の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 講演会等、集会の開催
2. 各テーマ・目的に沿った個別委員会の設置と開催
3. 会報などの発刊・配布
4. 関係諸団体との連絡調整
5. 地域代表者の選任
6. 地域振興(町興し)におけるイベントの開催
7. 各地域における代表者の選定と応援
8. 秩序・治安の維持活動
9. その他、目的達成に必要な事業

第5条 【禁止行為】

個人が抱く宗教やあらゆる思想は自由とする。但し、当該宗教や思想に基づく外部的行為については他者の思想等の権利との関係を調整する必要があるため、当会は、会員に対し、以下に定める行為を禁止する。

1. 宗教勧誘
2. ねずみ講的商業勧誘
3. 前各号の強要等
4. 本会の役員委員会が本会を運営する上で適切でないと判断した行為

第6条【会員】

1. 本会の目的に賛同し正式に登録し、年会費を支払うか、または、実活動を行うものを会員とする。
2. 本会への登録を希望する者は、本会所属メンバーの安全面や機密情報漏洩の防止を考慮して身元を特定する必要があることを了解して登録の申込みを行うものとする。
3. 会員は、本会が別段の定めをした場合を除き、必ず部署または委員会の内、自身で選んだ1つに所属するものとする。
4. 会員でなければ委員会への参加はできない。

第7条【退会・除名】

会員は、以下の方法・事由により、退会することができ、また、除名させられる場合がある。

1. 【退会】
 - ①支払うべき年会費を支払った後、本会所定の退会書面を会長に提出し、本会の役員委員会から承認を受けた場合
 - ②死亡した場合
 - ③除名された場合
2. 【除名】
 - ①会員が第5条に定める禁止行為を行ったと認められる場合において、本会の役員委員会による除名の決定があった場合
 - ②その他本会の会員としての地位を認めることが困難と本会の役員委員会が決定した場合
3. 除名された者は、本会に所属する会員に公的にも私的にも接触を禁止する。

第8条【役員】

本会は次の役員をおく。役員の任期の規定や各役員の役割の規定については、別紙に定める。

1. 会長（1名）
2. 副会長（10名以内 ※部署の増減によって人数が変わる。）
3. 事務局長（1名）
4. 委員長（若干名 ※委員会の数と同じとする。）
5. 副委員長（若干名 ※委員会の数の2倍と同じとする。）
6. 地域代表者（若干名）
7. 監事（若干名）
8. 会計責任者（若干名）
9. 事務責任者（若干名）

第9条【役員の選任方法】

1. 会長に役員選任の指名権があるものとする。改選による役員選任も、同様とする。

2. 選任された役員に対して疑義がある場合は、本会の役員委員会の承認、または会員の30%以上の賛同によって会長は他候補を指名しなければならない。

第10条 【部署の設置】

1. 本会は、業務を細分化し、効率よく実行するために部署を設置する。
2. 各部署における総責任者は、会長が、副会長から各部署につき一人選任される。
3. 部署は、事業内容に応じ、本会の役員委員会が承認した場合に限り、拡大・縮小整理されるものとする。
4. 部署の権限、業務分掌については、別途、本会の役員委員会で定める。

第11条 【委員会の設置方法】

1. 会員10名以上の賛同を持つ集団提案により、本会の役員委員会が了承した活動に対し、委員会を設置することとする。
2. 各委員会は各部署の傘下に入るものとする。

第12条 【委員会における委員長・副委員長の選任方法】

1. 委員会を統括する部署における総責任者が委員長を選任する。
2. 専任された委員長が副委員長を2名選任する。

第13条 【運営経費】

1. 本会の運営経費は、年会費、寄付金、補助金、及び事業収入をもって充てる。
2. 本会の資産、及び運営経費については、事務局長が管理する。

第14条 【会費】

1. 本会の会費については、別紙に定める。
2. 支払い済みの会費は途中退会した場合でも返還しない。

第15条 【会計報告】

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日として、翌年3月31日までに、政治資金収支報告書の提出をもって会計報告とする。

第16条 【機密情報保全の義務】

機密情報保全の義務については、別紙に定める。

第17条 【その他】

問題が生じた場合は、本会の役員委員会の了承をもって、本会則を随時更新するものとする。

第18条 【本会の役員委員会の決議要件】

本会の役員委員会の構成メンバーや権限(役員委員会で決議しなければならない事項など)、決議要件の定めについては、別紙に定める。

附則

本規則は平成 29 年 7 月 24 日より、実施する。